

平成 19 年度の国民保護の取組みについて

1 国民保護協議会の開催

- ・県内における国民保護措置に関する措置を総合的に推進するため、国民保護協議会、幹事会を開催する。

2 国民保護図上訓練の実施

- ・国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるよう、市町と協力して武力攻撃事態や緊急対処事態を想定した図上訓練を実施する。

3 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）・安否情報システムの整備（別添資料参照）

- ・市町および関係機関等に、J - A L E R T や安否情報システムが早期に整備運用されるよう指導するとともに、所要の準備を行う。

4 国民保護の普及啓発

- ・市町の住民説明会や県の広報事業等を通じ、県民に対して国民保護に関する知識の普及・啓発を行う。

5 関係機関との連携促進

- ・国民保護計画の運用や応援協定締結など連携を強化するため、引き続き他府県等との連絡調整を行う。